

Ⅲ 高校生支援プログラム

令和7年10月版

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部生活援護課

III 高校生支援プログラム

1 目的

生活保護世帯等の高校生とその保護者に対して、高校入学後から卒業までの間及び卒業後の進路に対する準備に子ども自身が意欲的に取り組めるよう、高校生活の定着、中退防止や進学・就職活動の支援等を行うことにより高校生活の安定と子どもの社会的自立を支援する。

※中等教育学校後期課程在籍生徒についても「高校生」「高校」と表記する。

2 対象世帯

支援対象者のうち、高校生の子どもがいる世帯

3 実施主体

福祉事務所

4 主な関係機関

高等学校、中等教育学校（後期課程）、教育委員会、ハローワーク等

5 実施方法

生活保護世帯にあっては、世帯の自立助長を目的に生業扶助を認定しているが、高等学校入学後に中途退学してしまう子どもも少なくない。

子ども自身が主体的に高校生活の意義を考え、中途退学することなく卒業まで充実した時間を過ごせるよう支援する。あわせて、入学後の適時に卒業後の進路支援を開始し、将来自立した社会生活が送れるよう、個々の状況にあわせて、具体的でタイムリーな支援を行う。このために、ケースワーカーと子ども支援員が協力して、学校関係者（教職員、スクールソーシャルワーカー）、就労支援員、ハローワーク等と連携を図っていく。

6 実施内容

- (1) 高校入学後、子どもの就学状況を家庭訪問等により把握し、アセスメントシート（ツール1）を作成する。アセスメントシート（ツール1）の作成は、プログラム参加への同意が得られたかどうかにかかわらず、通常のケースワーク業務の範囲として行う。プログラムの参加の同意が得られたものについては、当該家庭から了解が得られた範囲の関係機関や子ども、保護者自身、学校関係者から話を聞きとることなどによりアセスメントの情報を補う。
- (2) 必要に応じてケース検討会議を実施し、具体的な支援方法や内容、役割分担を決め、支援する。

（3）主な支援内容は、以下のとおり。

- ア 高校入学後、子ども及び保護者に家庭訪問等により面接し、高校入学の目的と卒業に向けての意欲を確認する。
- イ 生業扶助やアルバイト収入の取扱い等の説明を十分に行い、生活保護制度の理解を深めるよう働きかける。（ツール9～11）
- ウ 家庭訪問等で高校での生活状況を確認し、生活意欲の低下や学習面などに大きな課題が生じている子どもに対しては、学校に積極的に働きかけ、支援体制を構築し、学校との連携のもとに子どもの課題を改善できるよう支援する。
- エ 在学中から将来の生活設計を意識できるように促し、子どもが主体的に卒業後の進路を考えていけるよう支援する。（ツール9～11）
- オ 子どもの課題を把握する中で、中途退学のリスクが高いと判断される場合は、特に、学校等との支援体制づくりに努め、連携して支援を展開する。
- カ 中途退学の意思、予兆をつかんだ場合、「中学卒業後の社会生活支援プログラム」の活用を視野に入れながら支援する。
- キ 高校をやむを得ず中途退学した場合、「中学卒業後の社会生活支援プログラム」に移し支援を継続する。

（4）卒業後の進路支援の内容は以下のとおり。（ツール10～11）

- ア 高校2年次進級前後を目安に子ども及び保護者に面接し、就労か進学か、あるいは就労しながら通学するのか、進路希望を確認し、生活保護上の取扱いを説明。
- イ 進路希望未定者については、学校の進路指導担当教員やスクールソーシャルワーカーと連携しながら、子ども支援員等が進路希望の意思決定を支援。
- ウ 就職希望者については、学校の進路（就職）指導担当教員やスクールソーシャルワーカーと連携しながら、就労支援員を活用して支援。

7 具体的な支援における留意点

（1）生活状況や就学状況の把握、情報収集について

支援にあたっては、子ども及び保護者とあらかじめよく話し合い、ともに歩む姿勢が重要である。とくに学校等関係機関との調整や情報交換などに関与する場合は、子ども及び保護者の了解を得て行うことが前提となる。さらに、学力や出席状況等の個人情報を直接関係機関から得る場合は、保護者から同意書を取るなど、個人情報の取扱いに十分配慮することが必要である。

⇒可能であれば子どもや保護者から成績表を見せてもらうなどして、成績や出欠状況を把握することが望ましい。

⇒了解が得られた場合には、学級担任等から学力や出欠状況等情報収集することも可能である。この場合は電話での収集ではなく、学級担任等と直接面談することが望ましい。

* この時期の子どもは、学級担任等と福祉事務所の職員が自分のことについて情報交換することを嫌がる可能性があるため、子ども本人の気持ちに十分留意する。

(2) 同意については、保護開始から概ね3か月以内に、通常のケースワークの中でプログラムへの導入をし、ケースワーカー又は、子ども支援員が、面談時に原則として書面で同意を得る（I 「子どもの育ちプログラム ツール」2）。書面での同意が得られない等の事情がある場合は、ケースワーカー又は子ども支援員の支援の中で、口頭で同意を得て、その旨記録に留める。

(3) アセスメントシート（ツール1）について

進路希望や、意向・将来の夢、課題、支援のポイントなどを整理するシートとして使い、全て書き込む必要はない。

シートの作成は、それぞれ面接を行ったケースワーカー又は子ども支援員が行う。

(4) 意欲喚起・動機付けが必要な子どもや保護者に対して

ア 親子の意向、意欲、認識を知るための話題のポイント（ツール4）を参考に、継続的かつきめ細かな家庭訪問や所内面接を繰り返し、意欲の形成を図る。

イ 上級学校や就職に関する情報を提供し、進路の選択の幅が広がるよう支援する。

(5) 制度説明等について

ア 子どもにも貸付制度や生活保護制度を説明し、子どもが家庭の状況を理解できるよう支援する。その際は、生活保護を受けていることを保護者から子どもに伝えられるよう保護者を支援する。また、子どもが生活保護を受けていることをステigmaと受け止めることのないよう十分配慮する。

イ 各種制度等の説明には、高校卒業後の進路の説明資料（ツール6）、高校卒業後の就職・進学にかかるQ&A（ツール7）を使い、子どもにもわかりやすい言葉でていねいに説明する。

ウ ケースワーカーや子ども支援員は、卒業後進路フローチャート（ツール5）を参考に、卒業後の進路支援を行う。

(6) 高校生活の定着・継続（中退防止）に向けた支援のポイント

ア 高校生就学定着・継続支援（中退防止）チェックシート（ツール3）を使い、中途退学にならないよう予兆をつかむ。

イ 高校の学級担任教諭やスクールソーシャルワーカーと早期に連絡をとり、子どもの状況を共有し、連携体制を組む。

*学級担任教諭やスクールソーシャルワーカーとの連絡については、
(1) のとおり子どもや保護者の了解を得て行うこと。

ウ 保護者自身が、子どもの就学継続の意向を持つよう動機付けを行う。

エ 対応の難しいケースは、家庭訪問や面接頻度を高めたり、教職員やスクールソーシャルワーカーと複数で家庭訪問するなど対応を工夫する。

オ 将来の生活設計に役立つ資格取得等を検討することにより、将来に希望が持て、高校生活に意義が見出せるよう支援する。

(7) 卒業後の進路支援に向けた支援のポイント

ア 卒業後進路フローチャート（ツール5）等を利用し、将来、社会的自立が可能となるような進路の方向付けを意識する。

イ 上級学校への進学に際しては、奨学金や給付金等の制度について適切に情報提供し、進路の選択の幅が広がるよう支援する。

ウ 具体的な就職のイメージがない場合、就職先が決まらない場合など、「かながわ若者就職支援センター」や就労支援員、ハローワークと連携して支援する。

(8) 支援スケジュール

ア 支援スケジュールと支援内容・チェックリスト（ツール2）を参考に支援する。

イ 各高校の高校卒業後の進路支援スケジュールについては、年度当初に直接高校に確認するか、子どもに配付された「進路の手引き」等にて確認する。

(9) その他

ア 必要に応じて、査察指導員が、年度末に次年度の「高校生のいる世帯」を福祉事務所のケースワーカー等（所内）に「支援対象者リスト」として配付し、意識付けを図る。

イ 不登校、引きこもり、非行等の課題を有する世帯については、援助方針に基づき支援する。

ウ 子どもとの家庭内面接については、部活動のない時、学校行事の代休日、長期休業中等を利用する。

エ 家庭以外での子どもとの面接については、保健福祉事務所や役場、公民館等を利用するなど工夫する。

オ 生活保護世帯以外の子どもとその保護者に対して支援を行う際も本プログラムを参考とする。

INDEX

ツール1	アセスメントシート	6
ツール2	支援スケジュールと支援内容・チェックリスト	7
ツール3	高校生就学定着・継続支援（中退防止）チェックシート	11
ツール4	親子の意向、意欲、認識を知るための話題のポイント	12
ツール5	卒業後進路フローチャート	14
ツール6	高校卒業後の進路の説明資料	15
ツール7	高校卒業後の進学・就職にかかるQ&A	19
ツール8	就学支援金・奨学給付金及び高等学校奨学金の概要	23
ツール9	生活保護制度について	30
ツール10	高校生のアルバイト収入等の取扱いについて	32
ツール11	収入認定額除外積立表	34
資料1	神奈川県高校生等奨学給付金（通常給付・国公立） 県立 全日・定時・通信制 詳細版（電子申請用）	36
資料2	神奈川県高校生等奨学給付金（通常給付・国公立） 県立 専攻科 詳細版	40
資料3	神奈川県高校生等奨学給付金（通常給付・国公立） 市立 詳細版	43
参考	次の冊子等は進路支援必携として、毎年必ず内容確認のこと 【県ホームページ】 ○ 神奈川県 教育委員会 「神奈川県公立高等学校入学者選抜について」	

アセスメントシート

年 月 日

対象生徒		男・女	世帯主：
	全・定・通・特・専・他 ＊学校との情報交換（了解・拒否 理由：）	担任：（ ）	

		子ども	保護者
現状	生活状況	<input type="checkbox"/> 起床・就寝時間が規則正しい <input type="checkbox"/> 食事はきちんと摂っている <input type="checkbox"/> 家庭内、交遊関係などの特記事項（有・無） 内容：	<input type="checkbox"/> 子どもを送り出せている <input type="checkbox"/> ご飯を一緒に食べている <input type="checkbox"/> 子どもの交遊関係を把握している <input type="checkbox"/> コミュニケーションがとれている 特記事項（有・無） 内容：
	通学状況	<input type="checkbox"/> 毎日出席している <input type="checkbox"/> 遅刻（多い・少ない・なし） <input type="checkbox"/> 早退（多い・少ない・なし） <input type="checkbox"/> 欠席（多い・少ない・なし） 特記事項（有・無） 内容：	<input type="checkbox"/> 毎日出席している <input type="checkbox"/> 遅刻（多い・少ない・なし） <input type="checkbox"/> 早退（多い・少ない・なし） <input type="checkbox"/> 欠席（多い・少ない・なし） 特記事項（有・無） 内容：
	就学状況	<input type="checkbox"/> 自己からみた成績の評価（優・良・可） <input type="checkbox"/> 単位（足りている・足りていない・わからない） 特記事項（有・無） 内容：	<input type="checkbox"/> 保護者からみた成績の評価（優・良・可） <input type="checkbox"/> 家庭学習（よくしている・時々している・していない） 内容：
	アルバイト 部活動	内容：	<input type="checkbox"/> 把握している <input type="checkbox"/> わからない
将来	夢	興味・夢（有・無） 内容	保護者の希望（有・無） 内容
	進路希望	<input type="checkbox"/> 進学したい（大学・専門・その他） <input type="checkbox"/> 就職したい <input type="checkbox"/> わからない 特記事項（有・無） 内容：	<input type="checkbox"/> 進学させたい（大学・専門・その他） <input type="checkbox"/> 就職させたい <input type="checkbox"/> わからない 特記事項（有・無） 内容：
制度	就学資金	<input type="checkbox"/> 費用（把握している・把握していない） バイト（貯めている・貯めていない） 内容：	<input type="checkbox"/> 就学資金準備（している・していない） 内容：
	生活保護	<input type="checkbox"/> 説明されている・説明されていない <input type="checkbox"/> 理解している・理解していない 不明な点：	<input type="checkbox"/> 説明している・説明していない 上記理由：

他機関からの情報収集・情報提供者：

年 月 日

課題・支援のポイント・役割分担

年 月 日

次回 アセスメント

頃

支援スケジュールと支援内容・チェックリスト

■高校1年生用

	学校の進路関係行事予定	支 援 内 容
4月	二者面談	<input type="checkbox"/> 入学時手続き、授業料減免、奨学金、貸付金などの申請状況、通学方法（定期券購入のしかた等）確認 <input type="checkbox"/> 生活状況、就学状況の確認 <input type="checkbox"/> 学校との情報交換について同意確認 <input type="checkbox"/> アルバイト収入の申告義務と取扱いについて説明
5月	保護者向け進路説明会 第1回進路希望調査	<input type="checkbox"/> 学校との関係づくり（担任、進路指導担当等との連絡） <input type="checkbox"/> 学校より就学状況を確認し、状況に応じて対応策を検討（不登校傾向・非行傾向・学業不振・病気・障害・その他） <input type="checkbox"/> 修学旅行の積み立て開始
6月	三者面談	
7月	職場見学体験	<input type="checkbox"/> 三者面談の結果と進路希望の意向確認 <input type="checkbox"/> 保護者・子どもへの生活保護制度・貸付制度の説明（就職、進学と生活保護の関係、進学時の貸付などの説明） <input type="checkbox"/> 就学支援金、奨学給付金の申請状況確認⇒受給証明発行
8月	職場見学体験	<input type="checkbox"/> 夏休みの生活状況確認 （＊ツール3就学定着・継続支援チェックシートを活用） <input type="checkbox"/> アルバイト収入の取扱いについて説明
9月	三者面談	
10月		<input type="checkbox"/> 三者面談の結果と進路希望の意向確認（変更がないか） <input type="checkbox"/> 学習状況の確認
11月		
12月	第2回進路希望調査	
1月		<input type="checkbox"/> 生活状況、就学状況の確認 <input type="checkbox"/> 就学時や就職時の世帯認定等生活保護上の取扱いについて説明
2月	全国模試	
3月	職業ガイダンス 専門学校見学・体験	

支援スケジュールと支援内容・チェックリスト

■高校2年生用

	学校の進路関係行事予定	支 援 内 容
4月	二者面談	<input type="checkbox"/> 生活状況、就学状況の確認 (不登校・非行・学業不振・病気・障害・その他) <input type="checkbox"/> アルバイト収入の申告義務と取扱いについて説明 <input type="checkbox"/> 学校との情報交換について同意確認 <input type="checkbox"/> 奨学金の申請状況確認
5月	保護者向け進路説明会 第1回進路希望調査 職場実習（特別支援学校）	<input type="checkbox"/> 生活保護制度・貸付制度の説明 <input type="checkbox"/> 学習状況の確認 <input type="checkbox"/> 就学状況の確認（学校に確認） <input type="checkbox"/> 進路希望の意向確認
6月	三者面談	
7月	職場体験など	<input type="checkbox"/> 就学支援金、奨学給付金の申請状況確認
8月	職場体験など	<input type="checkbox"/> 夏休みの生活状況確認 <input type="checkbox"/> アルバイト収入の取扱いについて説明
9月	三者面談 全国模試	
10月		<input type="checkbox"/> 学習状況の確認 <input type="checkbox"/> 三者面談の結果と進路希望の意向確認（変更がないか）
11月	職業適性検査	
12月	第2回進路希望調査 分野別進路説明会	
1月		<input type="checkbox"/> 生活状況、就学状況の確認 <input type="checkbox"/> 学習状況を踏まえての進路希望の意向確認
2月	全国模試	
3月	分野別進路説明会 専門学校見学・体験	<input type="checkbox"/> 進路希望を確認し、就学時や就職時の世帯認定等生活保護上の取扱いについて説明（希望校が生業扶助の対象となるか否か含む） <input type="checkbox"/> 就職希望の場合は就労支援員につなぐ

支援スケジュールと支援内容・チェックリスト

■ 高校3年生用

	学校の進路 関係行事予定	就職希望 (民間) 就	就職希望 (公務員)	進学 大学・短大 進学 専門学校 専 進学 職業技術校 技	支 援 内 容
4月	進路希望調査 二者面談	進路希望調査 二者面談 就職説明会	進路希望調査 二者面談 公務員説明会	進路希望調査 二者面談 進学分野別説明会	<input type="checkbox"/> 生活状況、就学状況の確認(不登校・非行・学業不振・病気・障害・その他) <input type="checkbox"/> 生活保護制度・貸付制度確認 <input type="checkbox"/> 就希望 (自宅かそれ以外か) <input type="checkbox"/> アルバイト収入の有無確認 <input type="checkbox"/> 学校との情報交換について同意確認 <input type="checkbox"/> 奨学金の申請状況確認
5月		就職説明会 職業適性検査 就職模試 作文	職業適性検査 公務員模試 作文 願書請求、配布	オープンスクール	<input type="checkbox"/> 学校との情報交換 <input type="checkbox"/> 進路希望の意向確認 <input type="checkbox"/> 貸付制度等の利用意向確認 <input type="checkbox"/> 日本学生支援機構奨学金申込確認 (進学希望の場合)
6月	三者面談 企業選択指導	三者面談 企業選択 履歴書用写真撮影	三者面談 願書提出	三者面談	<input type="checkbox"/> 学校による職業斡旋依頼 (保護者記入)
7月	技術校説明会	求人票公開 企業選択 就職指導 会社見学		専見学会・体験など 技術校説明会	<input type="checkbox"/> 進路希望の意向確認と生活費と学費シミュレーション <input type="checkbox"/> アルバイト収入の有無確認 <input type="checkbox"/> 三者面談など情報収集 <input type="checkbox"/> 就学支援金、奨学給付金の申請状況確認
8月	校内選考 就	作文指導 模擬面接 受験企業選択		オープンスクール 総合型選抜願書受付	<input type="checkbox"/> 夏休みの生活状況等確認 <input type="checkbox"/> 就労支援員と面接
9月	調査書履歴書提出 就 推薦入試校内選考	就職応募書類発送 模擬面接 就職試験開始	第一次試験	進路希望調査	
10月	大学入試共通テスト出願	(二社同時受験可能) 企業合同面接会(未定者)	第二次試験	大学入試共通テスト出願 専推薦・一般受験 技術募集開始 技術選考	<input type="checkbox"/> 就決定者 <input type="checkbox"/> 仕事の内容、収入額確認 <input type="checkbox"/> 通勤は自宅からかそれ以外か <input type="checkbox"/> 自動車運転免許取得が条件か <input type="checkbox"/> 就労支援員との求職活動
11月		企業合同面接会(未定者)	採用候補者名簿登録(合格者)	推薦入試願書受付 推薦入試 技術合格者発表	

12月	第三者面談 就職内定者説明会				<input type="checkbox"/> 面談結果など情報収集
1月	大学入試共通テスト試験	↓		大学入試共通テスト試験 一般入試願書受付開始 ⑤再募集	<input type="checkbox"/> 生活福祉・母子父子寡婦貸付資金等の貸付制度・申請状況の確認 ⇒ 利用希望〔有 無〕 <input type="checkbox"/> 日本学生支援機構利用 ⇒〔有 無〕 <input type="checkbox"/> 就学資金貸与事業利用 ⇒〔有 無〕
2月				一般選抜	
3月	卒業式				<input type="checkbox"/> 合否・決定進路の情報収集 <input type="checkbox"/> ④通勤は自宅かそれ以外確認 <input type="checkbox"/> ⑤：世帯分離か転出か

各種申請・願書提出時に、マイナンバー（個人番号）を求められる場合があるため、留意が必要。

高校生就学定着・継続支援（中退防止）

チェックシート

支援が必要ではありませんか

- 希望した学校ではない。
- 障害などのハンディがある。
- 友人がいない。
- 友達付き合いが苦手。
- 保護者が高校通学に否定的、非協力的。
- 不登校やひきこもりの傾向がある。
- ネグレクトの心配がある。

一つでも当てはまる場合は、支援が必要でないか、本人の他、保護者、関係者とも情報共有に努め、支援の必要性を考えましょう。

こんな変化を見逃さずに

- 急にやせた、あるいは、急に太った。
- 友人の付き合いが大きく変わった。
- 成績が下がっても気にしない。
- ぐよくよすることが多くなった。
- 大人との会話を嫌がるようになった。
- 些細なことで、いらいらすることが増えた。
- 夜間、目的を告げずに外出することが増えた。
- 家にいる時間が少なくなった。
- 言葉づかいや頭髪・服装が急に乱れてきた。

成長の時期なので、変化自体がすべて課題ということではありませんが、理由のわからない変化や、気になる変化を見逃さないようにしましょう。

気を付けたい生活の様子

- 将来の夢や希望がない。
- 勉強の仕方がよくわからない。
- 会話が少ない。
- 健康上の不安がある。
- 帰宅時間が23時以降のことがある。
- 昼夜逆転が目立つ。
- 学校を休みがちになり、遅刻や早退が増えた。
- アルバイト中心の生活である。
- 携帯電話の利用時間や料金が増えた。

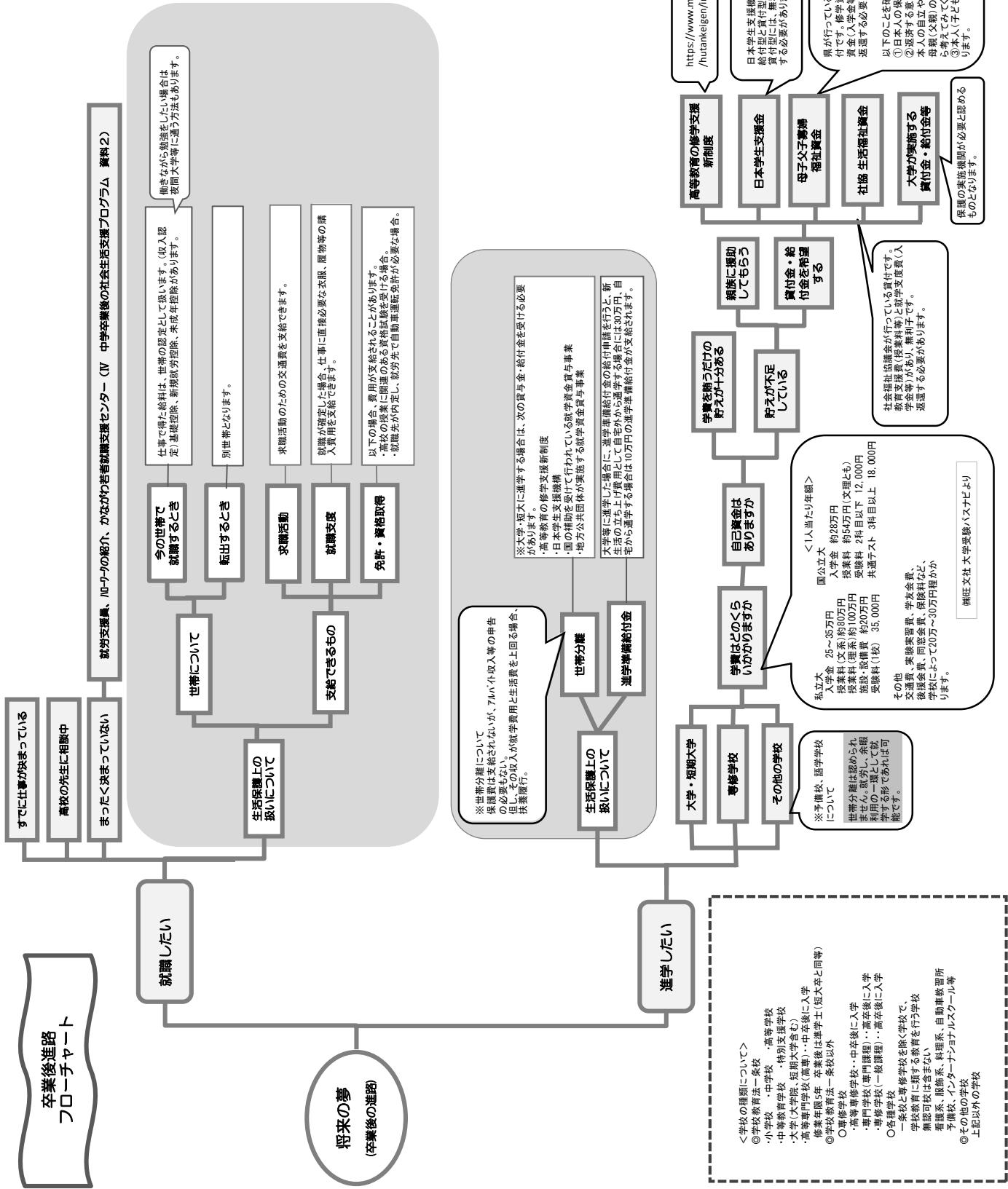
高校中退の理由の多くは、学業不振や、学校生活・学業不適応、健康上の理由等です。悩みを抱えていないか様子を注意深く見守りましょう。

親子の意向、意欲、認識を知るための話題のポイント

- 1 親子に面接をする。
 - 2 学校の担任、進路指導担当、スクールソーシャルワーカーと面談する。保護者、本人の了解を得ておく。
- 支援やアセスメントの際に子ども自身や保護者の意向、意欲、認識を確認することは大切だが、意向、意欲、認識は抽象的になりやすいので、話題のポイントを作成した。
 - ポイントはあくまでも面接の際の参考であり、思春期の子どもと話す際の会話のきっかけ、面接等で話題にするとよいポイントをまとめた。
 - 進め方として、高校生の場合は、生活保護開始の早い時期に面接の機会を持つ。学校における進路指導のスケジュールを確認し、2年生進級前後あるいは、進路選択のことが学校でも取り上げられるようになったらポイント項目を選択して再度面接を行なう。
 - 3年生に、自分の学習の力や進路先（進学、就職）の情報が現実的になってきた段階で、再度ポイント項目を選択して面接する。※は就職についての確認

子どもからの 聞き取り	自分自身に気づいていることを聞く			
	良いところ 好きなところ 趣味 特技 得意な科目 楽しかったこと 頑張っていること 自己アピール 大切にしようと思っていること 今困っていることは何か			
	これからの自分について			
	興味のあること、知りたいことは何か 将来やってみたいことは何か やってみたいことを実現するために、困難なことは何か 上級学校に行きたいか ※就職をするとしたら具体的に考えていることは何か 5年後、10年後は何をしているか			
	勉強に対する考え方			
	勉強しなさいと言われるか 勉強は好きか 楽しいか 自宅学習は何時間ぐらいするか 何のために勉強しているか 分からないことがあった時どうしているか			
	生活のリズム			
	何時ごろ寝て何時頃起きるか 起こされないで起きているか 食事は3食食べているか 食事は定時に食べているか			
	家族・親に対する考え方			
	親が自分のことに関心を持っているか 親はどういう人か 親の仕事について知っているか 親への不満や要望はあるか 困ったときに親以外に相談できる人はいるか 家事など手伝いはしているか 仲のよい兄弟、姉妹はいるか 自分だけの時間を持つスペースはあるか			
家計の状況を知っているか				
小遣いはどれぐらいか 生活保護を受けていることを知っているか 制度の理解度は？ 携帯電話を持っているか 一ヶ月どれくらい生活費がかかると思うか				
学校生活・友人関係				
部活動は何をしているか 生徒会や委員会に入っているか 友人はいるか 友人と一緒に楽しかったことは何か 友人関係でいやな経験はあるか 仲の良い友人はどんな子か アルバイトをしているか したいか しているとしたらどんな時間帯か 習いごとをしているか				
担任・教員に対する関心、希望				
担任を含めよく話をする教員はいるか 教員は自分のことをどう思っていると思うか いやな経験はあるか 教員の話でよかったことはあるか				

親からの 聞き取り	基本的な生活習慣	
	起こされなくても起きられるか 睡眠時間はどれくらいか 家の手伝いは何をしているか 帰宅時間は何時頃か 高校生になって生活態度など変化があったか 成長したか 子どもの性格や交友関係など	
	良いところ 特技 得意な科目 頑張っていること 気になるところ 子どもの友人を知っているか	
	学習の状況	
	言われなくても勉強するか 宿題はやっていくか、提出物は出しているか 学校のことを話題にするか 成績はどのくらいか 子どもの独自の勉強・生活空間はあるか	
学校（担任等） からの 聞き取り	将来の希望	
	子どもの将来に対する希望 保護者の希望 将来のことを話し合うことがあるか	
	経済的なやりくり	
	小遣いは与えているか 生活保護について話題にしたことがあるか 進学をする場合、就学資金や貸付等の話をしているか 子どもが保護者をどう思っているか	
	子どもにどう思われているか	
学校（担任等） からの 聞き取り	基本的な生活習慣	
	遅刻、欠席の状況 学校の規則や約束ごとが守れているか 健康状態は安定しているか	
	子どもの性格など	
	良いところ 特技 頑張っていること 気になるところ 交友関係 集団の中での態度	
	学習の状況	
学校（担任等） からの 聞き取り	成績はどれくらいか 部活動は何をやっているか 授業中はどんな様子か 提出物は出しているか	
	将来の希望	
	子どもの将来に対する希望 保護者の希望	
	保護者の態度、学校への協力など	
	親子関係で気になるところはないか 面談への参加 連絡等はスムーズか 学校への経費の納付状況	



高校卒業後の進路の説明資料

1. 高校卒業後の進路について

高校卒業後は働いて収入を得るべき年齢（稼働年齢）に達しているため、働いて収入を得る力（稼働能力）を活用できる人には、就労することが求められます。

ただし、進学を希望する場合は、生活保護上の要件を満たした上で進学することは可能です。

2. 進学する場合

【1】大学・短大に進学する場合

大学や短大に進学することは可能です。ただし、生活保護上の取扱いとして、
①大学生だけ生活保護から外れる（世帯分離する）こと、②貸与金や給付金等を受けること、の2つの要件を満たす必要があります。

この場合の貸与金や給付金等とは、a高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免や給付型奨学金（https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm）
b独立行政法人日本学生支援機構法による貸与金、給付金（<https://www.Jasso.go.jp>）
c国の補助を受けて行われる就学資金貸与事業の貸与金、d地方公共団体が実施する就学資金貸与事業による貸与金、給付金、e大学が実施する貸付金、給付金等であって、保護の実施機関が適当と認めるものになります。

【2】専門学校等に進学する場合

専門学校等（生業扶助の対象とならない専修学校、各種学校等）に進学することは可能ですが、生活保護上の取扱いとして①専門学校等への進学が自立助長に効果的であると認められること、②専門学校等へ進学する人だけ生活保護から外れる（世帯分離する）こと、の2つの要件を満たす必要があります。

【3】世帯分離について

世帯分離とは家族と同居している大学生・専門学校生等を生活保護上の世帯員の認定から除外する取扱いのことです。

世帯分離が適用された場合、生活扶助や医療扶助は適用されませんから、大学生・専門学校生は国民健康保険に加入し、保険料や医療費自己負担分を自分で支払う必要があります。

世帯分離を受けた大学生・専門学校生等については、福祉事務所が世帯分離要件の確認を毎年行うため、アルバイトなどで得た収入や資産の状況等について把握する必要があります。なお、その収入が出身世帯のために使われた場合は出身世帯が仕送りを受けたものとして、収入として認定することになります。

【4】就学資金・貸付等について

（就学資金について）

入学のためには多額の自己資金が必要です。貸付や奨学金を受ける場合でも、実際に受給する時期が入学金や授業料等の納付期限の後になるため、一時的に入学金等を立て替える必要があります。また、卒業までの授業料や通学交通費、生活費を賄うためには、学生自身がアルバイト等により収入を得る必要があります。（貸付について）

貸付を受けるのは大学や専門学校等に進学する本人になります。貸付を受ける場合は同一世帯に属する親族以外の保証人が必要になるほか、無理のない返済計画を立てる必要があります。

【5】収入認定除外の取扱いについて（ツール9～11）

生活保護の目的である自立助長の観点から、特定の金銭収入について、支給の趣旨、当該世帯の自立の可能性を考慮し、自立更生のために使われた分については収入認定から除外することとしています。

- ① 保護費のやり繰りによる預貯金
- ② 恵与金・貸付金

…扶養義務者からの援助金等も、恵与金として取り扱うことができます。

- ③ 高校生のアルバイト収入

これらの収入のうち、生活保護の趣旨目的に反しないと認められるもの、早期の保護脱却に資する経費として、大学等入学料、就学に伴う転居費用等、進学に伴い事前に必要な費用に充てることが可能です。

なお、この取り扱いをするためには、事前の福祉事務所の承認が必要となります。また、定期的な報告や使途確認などが求められます。そのほかにも要件がありますので、詳しくは職員にご相談ください。

【6】進学準備給付金

大学等に進学した場合に新生活立ち上げ費用として、自宅から通学する方には10万円、転居して通学する方には30万円が支給されます。

給付金の支給申請は、世帯員である期間中（世帯分離の取扱いがされる前）に行う必要があります。

【7】高等教育の修学支援新制度（授業料等免除、給付型奨学金）

高等教育無償化に伴い、低所得者世帯の者に対して、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給を合わせて措置され、一定の要件を満たした大学・短期大学・高等専門学校・専門学校に入学・在学している学生が支援対象となります。詳細については、下記、文部科学省のHPをご確認ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

【8】一時的に生活に困窮する大学生等への支援について

学生等本人が病気により休学し、一時的に生活に困窮する場合、要件を満たせば生活保護を受けることが可能です。ただし、休学の時点で奨学金の支給、貸与を受けている場合、休止の手続きが必要です。復学する場合は保護が廃止となります。学生本人が手続きすることにより奨学金の支給、貸与が再開される場合があります。

3. 就職する場合

【1】就職後の収入申告義務について

就職し給与を得るようになったら、毎月収入申告することが必要です。収入申告は収入申告書と給与明細などの拠証資料を提出する方法で行います。

申告された給与は各種控除を適用した上で収入充当額として収入認定します。控除には①給与総支給額に応じた「基礎控除」のほか、②高卒後の新規就労に際し、特別の経費を必要とする場合に就労開始後6ヶ月適用される「新規就労控除」（12,600円）、③20歳未満の者の就労に対する「20歳未満控除」（11,600円）があります。

【2】高校在学中の資格取得について

就職に向け高校在学中に資格を取得したいと考えている場合、高校の授業と関連した資格試験であり、資格取得が世帯の自立助長に効果があると認められる場合、又は卒業後の就職先が内定し、内定先での就労にあたって資格取得が確実な場合に限り、生業扶助の技能修得費として資格検定等に要する費用を支給します。ただし、同一の資格検定等につき一度限りの支給です。

【3】求職活動に伴う交通費について

熱心に求職活動を行っている場合には、求職活動に要した交通費を支給することができます。

【4】就職先が決まった後の準備

（就職支度費について）

就職が決まった場合、就職のために直接必要な衣服類の購入費用は34,000円を限度に就職支度費として支給されます。

（就職先で自動車運転免許が必要な場合）

高校在学中に卒業後の就職先が内定し、内定先での就労にあたって自動車運転免許が確実に必要な場合に限り、自動車運転免許の取得費用を生業扶助の技能修得費として支給することができます。

（寮に入る場合の引越し費用について）

就職先が遠方のため会社の寮などに入る場合、荷造り費用と就職地までの交

通費は保護費で支給されます。（ただし、これらの費用が就職先から支給されない場合に限ります。）

【5】収入認定除外の取扱いについて（ツール9～11）

生活保護の目的である自立助長の観点から、特定の金銭収入について、支給の趣旨、当該世帯の自立の可能性を考慮し、自立更生のために使われた分については収入認定から除外することとしています。

① 保護費のやり繰りによる預貯金

② 恵与金・貸付金

…扶養義務者からの援助金等も、恵与金として取り扱うことができます。

③ 高校生のアルバイト収入

これらの収入のうち、生活保護の趣旨目的に反しないと認められるもの、就労や早期の保護脱却に資する経費として、自動車運転免許取得経費、就労に伴う転居費用等、就職に伴い事前に必要な費用に充てることができます。

なお、この取り扱いをするためには、事前の福祉事務所の承認が必要となります。また、定期的な報告や使途確認などが求められます。そのほかにも要件がありますので、詳しくは職員にご相談ください。

【6】就職準備給付金

高等学校等卒業後に就職する場合、新生活立ち上げ費用として、自宅から就職して保護廃止となる方には10万円、転居して就職する方には30万円が支給されます。就職とは、概ね6ヶ月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められるものなど、そのほかにも要件がありますので、詳しくは職員にご相談ください。

高校卒業後の進学・就職にかかるQ&A

進学に関するQ&A

Q 大学・短大に進学することはできますか。

A 大学や短大に進学することは可能です。

ただし、生活保護上の取扱いとして、①大学生だけ生活保護から外れる（世帯分離する）こと、②貸与金や給付金等を受けること、の2つの要件を満たす必要があります。

②の貸与金や給付金等とは、a高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免や給付型奨学金、b独立行政法人日本学生支援機構法による貸与金や給付金等、c国の補助を受けて行われる就学資金貸与事業の貸与金、d地方公共団体が実施する就学資金貸与事業による貸与金や給付金、e大学が実施する貸付金や給付金等であって保護の実施機関が適当と認めるものになります。（母子父子寡婦福祉資金貸付の修学資金や社会福祉協議会の生活福祉資金の就学資金はこれらに該当します。）

詳しくは、職員にご相談ください。

Q 専門学校等に進学することはできますか。

A 専門学校等（生業扶助の対象とならない専修学校、各種学校等）に進学することは可能です。

ただし、生活保護上の取扱いとして①専門学校等への進学が自立助長に効果的であると認められること、②専門学校等へ進学する人だけ生活保護から外れる（世帯分離する）こと、の2つの要件を満たす必要があります。

詳しくは、職員にご相談ください。

Q 世帯分離とは何ですか。ひとり暮らししないといけないのですか。

A 世帯分離とは、同一世帯で生活している世帯員のうち、ある条件に該当する人だけを生活保護上の世帯員の認定から除外する取扱いのことを言います。出身世帯から離れて暮らす必要はありません。

Q 世帯分離すると何が変わりますか。

A まず、出身世帯の保護費の計算方法が変わります。世帯分離を受けた人は生活保護上の世帯員として認定されないため、世帯分離を受けた人を除いて世帯の最低生活費を認定することになります。そのため世帯の最低生活費が低くなります（平成30年4月から住宅扶助費は変更となりません。）。世帯分離を受けた人はアルバイトなどにより自分で生活費を稼ぐ必要があります。

また、世帯分離を受けた人には医療扶助も適用されませんから、国民健康保険に加入し、保険料や医療費自己負担分を自分で支払う必要があります。

- Q 世帯分離を受けている人が得た収入はどのような取扱いになりますか。
- A 世帯分離を受けている人が得た収入は自身の生活や就学のために有効活用してください。ただし、世帯分離を受けている人が得た収入を出身世帯のために使った場合は仕送りとして扱われ、出身世帯において収入認定することになります。
- Q 貸付制度にはどのようなものがありますか。
- A 社会福祉協議会の生活福祉資金貸付金、ひとり親家庭向けの母子父子寡婦福祉資金貸付などがあります。
- Q 貸付制度を利用した場合、収入の扱いはどうなりますか。
- A 貸与金の収入のうち、卒業後の具体的な就労や早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明確である場合、『就労や早期の保護脱却に資する経費』に要する必要最小限度の額について、収入認定しない取扱いをすることがあります。
- 『就労や早期の保護脱却に資する経費』とは、自動車運転免許等の就労に資する技能を修得する経費、専門学校や大学に就学するために必要な経費（事前に必要な受検料、入学金等に限る）、就労や就学に伴い、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用、国又は地方公共団体等による貸付資金の償還金などです。
- この取り扱いをするためには、事前の福祉事務所の承認が必要となります。また、定期的な報告や使途確認などが求められます。そのほかにも要件がありますので、詳しくは職員にご相談ください。
- なお、恵与金についても同様の取扱いとなります。
- Q 貸付制度はだれでも利用できますか。
- A 制度により貸付条件や審査内容が異なります。詳しい貸付の相談はそれぞれの貸付制度の担当窓口で行ってください。
- 一般的に貸付を受ける場合は次の点に留意してください。
- ①貸付を受けるためには連帯保証人が必要になる場合が多いこと。
- ②卒業後に貸付金の返済義務が生じるため、返済する意思・見込みをしっかりとおく必要があること。
- ③借受人は学生本人になること。（特に母子父子寡婦福祉資金貸付では貸付前に学生本人との面接などが必要です。）

就職に関するQ&A

- Q 就労により得た収入の扱いはどうなりますか。
- A 就職し給与を得るようになら、毎月収入申告が必要です。収入申告は収入申告書と給与明細などの挙証資料を提出する方法で行います。申告された給与は各種控除を適用した上で収入充当額として収入認定します。控除には①給与総支給額に応じた「基礎控除」のほか、②高卒後の新規就労に際し、特別の経費を必要とする場合に就労開始後6ヶ月間適用される「新規就労控除」（12,600円）、③20歳未満の者の就労に対する「20歳未満の者控除」（11,600円）があります。
- Q 高校在学中に資格検定試験を受けたいのですが。
- A 高校の授業と関連した資格試験であり、その資格を取得することが世帯の自立助長に効果があると認められる場合、又は卒業後の就職先が内定し、内定先での就労に当たって資格取得が確実に必要な場合に限り、生業扶助の技能修得費として資格検定等に要する費用を支給することができます。ただし、同一の資格検定等につき一度限りです。
- Q 就職活動の交通費は支給されますか。
- A 熱心に就職活動している場合は、ハローワークでの求職活動や会社訪問・面接などに要した交通費を支給することができます。詳しくは職員にご相談ください。
- Q 就職が内定しましたが、就職先で自動車運転免許が必要です。
- A 高校在学中に卒業後の就職先が内定し、内定先での就労にあたって自動車運転免許が確実に必要な場合に限り、自動車運転免許の取得費用を生業扶助の技能修得費として支給することができます。
- Q 働きながら夜間大学等で学びたいのですが。
- A 働きながら夜間大学等で学ぶことは可能です。ただし、生活保護上の取扱いとして①働いて収入を得る力（稼働能力）を十分活用していること、②夜間大学等での就学が世帯の自立助長に効果的であると認められること、の2つの要件を満たすことが必要です。
- また、働いて得た収入は通常通り収入認定されるため、収入をそのまま夜間大学で学ぶための費用に充てることはできません。夜間大学で学ぶための費用は生活費から捻出する必要があります。ただし、入学の支度及び就学のために必要と認められる最小限度の額について、収入認定を除外することができる場合があります。なお、「高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免や給付型奨学金」を受けた場合、修学のために必要と認められる最小限度の額は収入として認定しないことができますので、詳しくは職員にご相談ください。

Q 貸付制度を利用した場合、収入の扱いはどうなりますか。

A 賃与金の収入のうち、卒業後の具体的な就労や早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明確である場合、『就労や早期の保護脱却に資する経費』に要する必要最小限度の額について、収入認定しない取扱いをすることあります。

『就労や早期の保護脱却に資する経費』とは、自動車運転免許等の就労に資する技能を修得する経費、専門学校や大学に就学するために必要な経費（事前に必要な受検料、入学金等に限る）、就労や就学に伴い、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用、国又は地方公共団体等による貸付資金の償還金などです。

この取り扱いをするためには、事前の福祉事務所の承認が必要となります。また、定期的な報告や使途確認などが求められます。そのほかにも要件がありますので、詳しくは職員にご相談ください。

なお、恵与金についても同様の取扱いとなります。

その他Q&A

Q アルバイト収入を将来の就職や就学のために貯めておきたいのですが。

A 卒業後の具体的な就労や早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明確であり、学業に支障がないと認められる場合、アルバイト収入のうち、『就労や早期の保護脱却に資する経費』に要する必要最小限度の額について、収入認定しない取扱いをすることあります。

『就労や早期の保護脱却に資する経費』とは、自動車運転免許等の就労に資する技能を修得する経費、専門学校や大学に就学するために必要な経費（事前に必要な受検料、入学金、前期授業料等に限る）、就労や就学に伴い、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用、国又は地方公共団体等による貸付資金の償還金などです。

この取り扱いをするためには、事前の福祉事務所の承認が必要となります。また、定期的な報告や使途確認などが求められます。そのほかにも要件がありますので、詳しくは職員にご相談ください。

なお、学習塾費についても、アルバイト収入から費用を支出する場合、収入として認定しない取り扱いができます（Ⅱ高校進学等支援プログラム ツール8 Q3、Ⅲ高校生支援プログラム ツール9～11 参照）。

また、自治体によっては、被保護者家計改善事業の中で、大学等への進学を検討している高校生等の世帯に対する、進学に向けた費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行っています。

1. 高等学校等就学支援金制度の概要

※進学した場合における高等学校等就学支援金制度については、『II 高校進学支援プログラム』ツール11及び同資料1～3もあわせてご参照ください。

1. 概要

- 平成26年4月以降に公立高等学校等に入学する生徒（中等教育学校は後期課程に進級した生徒）から原則として授業料を徴収することとなった。
 - 併せて、公立高等学校等にも高等学校等就学支援金制度が導入された。
 - この制度は、保護者等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給するもので、このことにより当該生徒は授業料の負担がなくなることになる。
 - この制度の適用を受けようとする生徒は、オンラインもしくは書面での手続きが必要である。
- ※ 県立高校では、令和5年度新入生から学年進行でオンライン申請を導入
- 令和7年の通常国会での審議の結果、いわゆる「高校無償化」として、支援の対象外となっていた年収910万円以上の世帯の生徒に対して、高校生等臨時支援金を支給することとなった。
 - 令和8年度以降の措置については、国の令和8年度予算の編成過程において成案を得て実現することとなっている。

2. 受給資格者（支給の対象となる者）

高等学校等に在学する生徒又は学生（平成26年4月以降に高等学校等に入学）で、日本国内に住所を有する者。ただし、次の者を除く。

- ① 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了した者
- ② 高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制課程等の場合は48月）を超える者

3. 保護者等

所得確認の対象となる保護者等は次の①～④の順となる。

- ① 親権者
ただし、親権を行う児童相談所長又は児童福祉施設の長は除く。
- ② 親権者がいない場合は未成年後見人
ただし、法人である未成年後見人及び財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人は除く。
- ③ 未成年後見人がいない場合は、主たる生計維持者
- ④ 主たる生計維持者がいない場合は、生徒本人

4. 就学支援金・臨時支援金の額

全日制は月額9,900円、定時制は月額2,700円、通信制は一単位336円

5. 支給期間

最大で36月（定時制・通信制課程の場合は48月）

6. 申請（届出）の回数

就学支援金・臨時支援金の支給を受けるためには、原則として、新入生は、入学時（中学教育学校は後期過程に進級時）と、7月の計2回、2年生と3年生は、それぞれ7月に（定時制及び通信制は4年制の7月にも）手続きを行わなければならない（卒業までに計4回（定時制及び通信制は計5回））。

7. 申請・届出手続きの期限

（1）申請手続きの提出期限

受給資格の認定を受けていない者は、支給を受けようとする月の末日（この日が土日に当たるときは前平日）までに、申請の手続きをしなければならない。

（2）届出手続きの提出期限

受給資格の認定を受けた者（受給権者）は、7月分から翌年6月分までの支給について、毎年、県が定めた7月31日までに、届出の手続きをしなければならない。

なお、8月1日以降に届出手続きをした場合は、提出した日の属する月の翌月（ただし、月の初日の場合はその月）から翌年6月分までの就学支援金の支給を受けることができる。

8. 所得要件

（1）4月から6月分まで

前年度の市町村民税課税標準額と市町村民税調整控除の額で審査する。

（2）7月～翌年6月分まで

当年度の市町村民税課税標準額と市町村民税調整控除の額で審査する。

9. 所得の確認方法

次のいずれかにより確認する。

【オンラインによる申請の場合】

- ① 個人番号
- ② マイナポータル連携により取得された税情報

【書面による申請の場合】

- ① 個人番号カード等のコピー
 - ・個人番号カード
 - ・個人番号通知カード
 - ・マイナンバーが記載された住民票
 - ・マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書

※マイナンバーを利用した所得確認（所得割額の確認）をするが、確定申告の状況によっては税情報が取得できないことから、生活保護受給世帯の場合は、初回申請時に個人番号カード等のコピーを提出していただくほか、毎年、

生活保護受給証明書の原本の提出を依頼する。

② 課税証明書等

- ・市町村民税・県民税税額決定・納税通知書の写し
- ・市町村民税・県民税課税（非課税）証明書原本又は写し
- ・生活保護受給証明書の原本

（生活保護受給証明書について）

- ・生活保護受給証明書を保護者等の所得を確認する書類として認められている理由として、1月1日時点で生活保護を受けている世帯は、翌年の都道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税となることからである。

（例1）令和6年1月1日（年度では令和5年度になる）時点で生活保護を受けている世帯は、翌年度の令和6年度の都道府県民税所得割と市町村民税所得割が非課税となる。

令和7年4月から令和7年6月分までの申請・届出書の提出にあたり、保護者等の所得を確認する書類として生活保護受給証明書を提出する場合は、前年の令和6年1月1日時点で生活保護を受けていなければならない。

（例2）令和7年1月1日（年度では令和6年度になる）時点で生活保護を受けている世帯は、翌年度の令和7年度の地方住民税額が非課税となる。

令和7年7月から翌年6月分までの申請・届出書の提出にあたり、保護者等の所得を確認する書類として生活保護受給証明書を提出する場合は、当年の令和7年1月1日時点で生活保護を受けていなければならない。

- ・個人番号カード等のコピーを提出しておらず、前年又は当年の1月1日時点で生活保護の受給を受けていない場合は、課税（非課税）証明書の提出が必要となる。

2. 高校生等奨学給付金の概要

※進学した場合における高校生等奨学給付金制度については、『II 高校進学支援プログラム』ツール11及び同資料1～3もあわせてご参考ください。

1. 概要

- 公立高校の授業料無償制を廃止し、高等学校等就学支援金制度を創設したが、就学支援金の支給に所得制限を設け、そこで生み出された財源の一部を活用して、低所得世帯の高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するために、返還の必要がない神奈川県高校生等奨学給付金制度を創設した。
- この制度の適用を受けようとする保護者等は、受給申請書の提出が必要となる。

2. 申請できる者

7月1日現在、保護者等が神奈川県内に在住し、高校生等※がいる世帯のうち、次のいずれかの世帯の方

※就学支援金、学び直し支援金または、専攻科支援金の受給対象者に限る。

- (1) 7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受けている世帯（以下「生活保護（生業扶助）受給世帯」という。）
- (2) 保護者等全員の当年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）である世帯（以下「非課税世帯」という。）
- (3) 生徒が在籍する課程が専攻科で、生計維持者の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が、105,500円未満の世帯又は264,500円未満で扶養する子等が3人以上いる世帯

3. 保護者等

就学支援金と同じ

4. 奨学給付金の額（令和7年度の年額・高校生等1人当たり）

生活保護（生業扶助）受給世帯						
国公立	全日・定時・通信	32,300円		私立	全日・定時・通信	52,600円
非課税世帯						
国公立	全日・定時	143,700円		私立	全日・定時	152,000円
	通信・専攻科	50,500円			通信・専攻科	52,100円
専攻科の課税世帯						
国公立	世帯区分1 ^{※1}	10,100円		私立	世帯区分1 ^{※1}	10,420円
	世帯区分2 ^{※2}	10,100円			世帯区分2 ^{※2}	10,420円

※1 生徒が在籍している課程が専攻科で、生計維持者の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満の世帯

※2 生徒が在籍している課程が専攻科で、生計維持者の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が264,500円未満であり扶養する子等が3人以上いる世帯

5. 支給回数

- 一人の高校生等につき年1回
- 全日制は通算3回、定時制・通信制は4回が上限

※学び直し支援金補助対象者は、上記の上限に加えて最大で2回まで支給

6. 申請期間（令和7年度）

国公立：令和7年7月1日から令和7年12月15日まで

私立：高校等入学後に学校経由で配布されるお知らせをご覧ください。

7. 支給予定期

申請日の翌々月の月末までに支給（予定）

8. 所得の確認方法

（1）生活保護（生業扶助）受給世帯

7月1日以降に発行された生活保護受給証明書により確認

なお、生業扶助（高等学校就学費）を受けていることが必要

（2）非課税世帯

保護者等全員の当年度の都道府県民税所得割額と市町村民税の所得割額の合算額がわかる書類

- ① 市町村民税・県民税特別徴収税額通知書の写し
- ② 市町村民税・県民税税額決定・納税通知書の写し
- ③ 市町村民税・県民税課税（非課税）証明書原本又は写し

※ 対象となる高校生等が神奈川県内の公立高等学校等（専攻科を除く）に在学の場合、上記書類を個人番号（マイナンバー）カードの写し等（個人番号カードのコピー、個人番号通知カードのコピー、個人番号が記載された住民票の写し、個人番号が記載された住民票記載事項証明書の原本又はコピー）とすることができる。

9. 支給の条件

- 授業料以外に学校に納付する納付金等（PTA会費や生徒会費、学年費、修学旅行積立金等）に未済がある場合は、奨学給付金をその未済に充てる旨の委任をすること。

10. 前年度との変更点

- 通信制以外の高等学校等に通う非課税世帯の高校生等に対する支給について、従来は15歳（中学生を除く。）以上23歳未満で申請者に扶養されている兄弟姉妹の有無により支給額が分かれていたが、令和7年度から兄弟姉妹の有無に関わらず、支給額（年額）が国公立は143,700円、私立は152,000円となった。

3. 高等学校奨学金の概要

1. 概要

学業に意欲があり学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に対して高等学校奨学金の貸付を行っている。

2. 貸付対象者

次のいずれにも該当する者

① 神奈川県内に住所を有し神奈川県内の高等学校、中等教育学校の後期課程又は

特別支援学校の高等部に在学する生徒

又は

保護者が神奈川県内に住所を有し高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程に在学する生徒

※ 以下、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修

学校の高等課程を総称して「高等学校等」という。

② 校長が推薦する者

3. 貸付月額

学年及び学校区分により申込みができる基本月額が異なる。

学年	学校区分	申込みができる基本月額					加算を申込んだ場合
1年生 (新入生に限る)	国公立	10,000円	20,000円	30,000円			—
	私立	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	—
上記以外の生徒	国公立	10,000円	20,000円				30,000円
	私立	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円		50,000円

※貸付月額の加算（1年生（新入生）以外が対象）

国公立20,000円、私立40,000円では必要な学資を賄えない場合に、その事情等を記載した書類を提出することにより、基本月額に10,000円を加算することができる。

4. 貸付期間

4月から翌年3月まで

5. 貸付方法

- 4月から9月分までを7月下旬に口座振込
- 10月から12月分までを10月下旬に口座振込
- 1月から3月分までを1月下旬に口座振込

6. 収還開始時期及び収還期間

高等学校等を卒業後、6か月経過した後から、貸付期間の4倍以内の期間で収還

7. 必要書類

（1）応募時

- 奨学生願書
- 奨学金振込口座申出書及び通帳のコピー
- 世帯全員の住民票
- 所得に関する証明書類（市町村民税・県民税課税（非課税）証明書 等）
- 高等学校奨学金加算申請理由書）※

※ 1年生（新入生）以外であって、貸付月額に10,000円の加算を希望する場合のみ提出

（2）採用決定後

- 借用証書・誓約書・返還明細書
- 連帯保証人2人の印鑑登録証明書

8. 予約採用

（1）概要

中学3年生在学中に、高等学校等入学後に申し込む高等学校奨学金を予約する制度

（2）募集期間（以下は前年度の日程。令和7年度については未定。）

令和6年度にあっては、令和6年11月1日から令和7年1月15日まで募集

（3）振込日

採用決定後、借用証書等を提出することにより、第1回目の4月から9月分までの奨学金を定期採用の7月下旬より早い5月下旬に口座振込

9. 短期臨時奨学金

（1）概要

高等学校等に在学することとなる生徒の進学準備のための費用に充てることができるよう入学前の3月に、高等学校奨学金の一部に相当する額を前倒して貸し付ける制度

（2）申込みができる者

高等学校奨学金予約採用奨学生として採用された者

（3）募集期間（以下は前年度の日程。令和7年度については未定。）

令和6年度にあっては、予約採用での採用決定後、令和7年3月6日まで募集

（4）貸付金額

国公私立問わず、120,000円

（5）振込日

令和6年度にあっては、令和7年3月7日及び3月24日

（6）返還方法

入学後に申し込む高等学校奨学金の貸付金の一部又は全部と相殺することにより返還

生活保護制度について

～この制度は、色々な理由で経済的に困っている方を手助けする制度です～

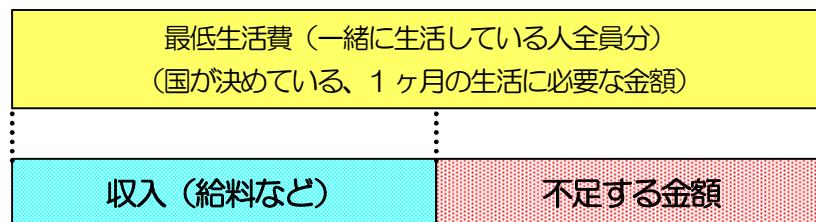
生活保護ってどんなしくみ？

手助けの方法は2種類あります。

- ①現金
- ②病院で治療を受けたり、お薬をもらったりすることなど（現物）

手助けの程度（現金をいくら支給するか）を決める方法は、下の図1のようになります。

図1



収入って？ アルバイト代は全部取られちゃうの？

「収入」とは、正社員やアルバイト、パートなどの給料や手当、年金などです。家族のなかで何人も働いている人がいる時は、働いている人全員の給料を合計した額です。

「収入」の金額を決めるときには、給料としてもらった全部を「収入」とするのではなく、交通費や税金、「基礎控除」等を差し引きます。（下の図2）

図2

給料の全額



*20歳未満の方には、このほか、20歳未満控除（月額11,600円）があります。

「基礎控除」とは、働くために必要な物を買うための費用や、「頑張って働こう」という気持ちを大切にするため、働いた場合には家族で使えるお金が増えるというしくみです

収入があったときには、毎回、申告が必要

「不足する金額」を決めるためには、「収入（給料など）」について正しく申告する必要があります。（生活保護法第61条）



高校生でもアルバイトをして給料をもらった時には申告が必要です。

申告に必要な物

- ・給与明細書（コピー可）
- ・収入申告書

郵送OK！

*給与をもらうたびに福祉事務所に提出してください

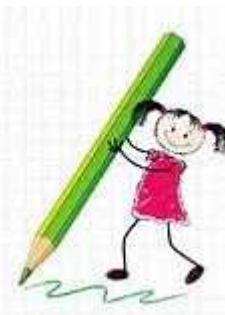
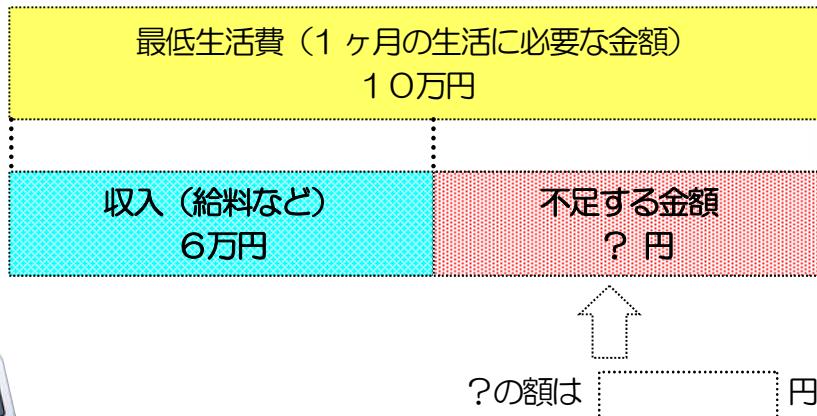
あなたの将来のために…アルバイト収入の一部を貯められます

高校生がアルバイトをして給料をもらった時、事前に福祉事務所に相談することで、その一部を「修学旅行費の積立金」や「私立高校の授業料の不足分」等に使うことや、「資格取得費用」「進学費用」「進学や就職の時の転居費用」として貯めておくことができます。（「収入」から必要な金額を差し引きます。貯金の額は、毎月確認します。）

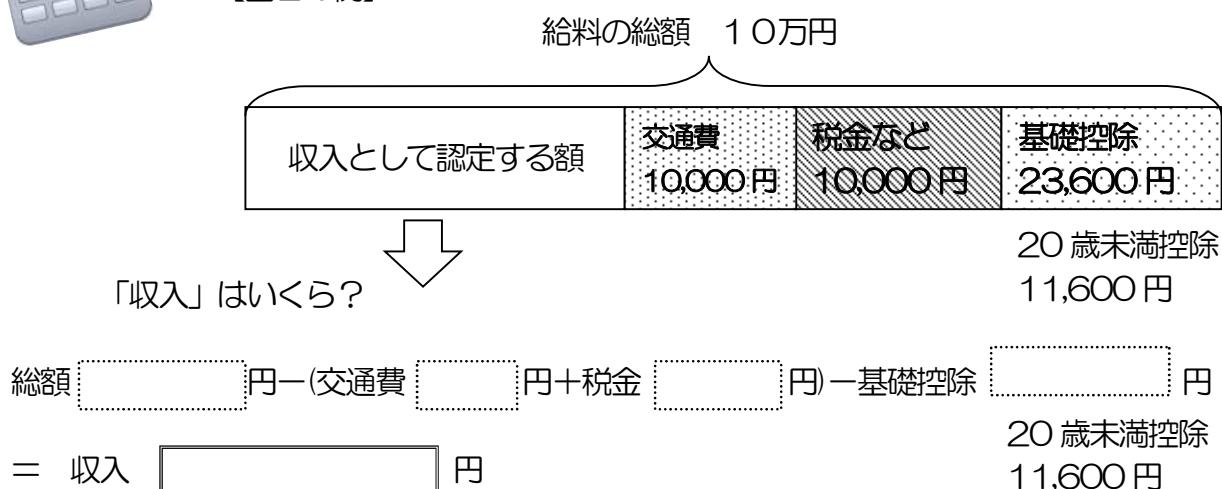


あなたの「収入」を計算してみましょう

【図1の例】



【図2の例】



例えば…上の例と総額や交通費などの金額は全部同じで…

☆「修学旅行費の積立」として毎月2万円を学校や旅行業者に支払う場合は…

「給料の総額（ [] 万円）」から交通費や税金、基礎控除を差し引いて、さらに2万円を差し引くので、「収入」は [] 万円になります。

「基礎控除」の額は、給料の金額によって変わります。

《例》給料 3万円 → 16,400円
5万円 → 18,400円
10万円 → 23,600円



高校生のアルバイト収入等の取扱いについて ～あなたの将来のために～

高校生のアルバイト等の給与については、交通費や税金、基礎控除及び 20 歳未満控除のほかに、福祉事務所が事前に認めた目的のために、さらに収入の一部を収入認定除外（「収入としては、みません」ということ。）するという取扱いをしています。



上記のように、収入認定除外には目的により、2つの方法があります。

1. 高校等就学費の支給対象とならない経費

□ 每月使用するための費用



目的

- 1 クラブ活動費（学習支援費を活用しても不足する分）
- 2 私立高校の授業料不足分
- 3 学習塾費
- 4 修学旅行費の積立金
- 5 その他福祉事務所が認める費用



1. 2の取扱いを受ける、受けないに関わらず、アルバイト収入等を得ている時は、必ず収入を申告する義務があります。 福祉事務所に報告の上、給与明細書とともに収入申告書の提出をしてください。



手続き

福祉事務所の担当ケースワーカーに相談



必要な費用の資料を福祉事務所に提出

給与明細書、収入申告書を提出

使用した費用の領収書等を提出



2. 高校卒業後に自立のために必要な費用

⇨ 進学や就職のために使用するために、毎月貯金

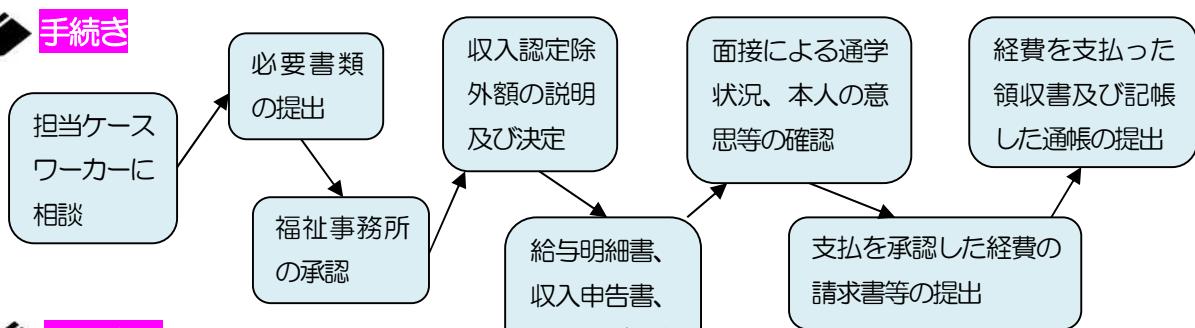


⇨ 次のいずれにも該当する場合に、限られます

- 高校卒業後の具体的な就労や早期の保護脱却に関する本人の希望や意思があきらかであり、また、生活態度等から学業に支障がないなど、特に自立助長に効果的であると認められること。
- 次のいずれかに該当し、かつ、当該経費の内容や金額が、具体的かつ明確になってること。
 - 1 自動車運転免許等、卒業後の就労に必要な技能を修得する経費
 - 2 就労に必要な資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学する費用（事前に必要な受検料、入学料、前期授業料等に限ります）
 - 3 就労や就学に伴って、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に必要な費用
 - 4 国若しくは地方公共団体により行われる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われる貸付資金の償還金
- 福祉事務所に事前に承認を受けること。
 - 1 「自立更生計画書」の提出
 - 2 この取扱いにより生じた金銭について、別管理ができ、なおかつ定期的に報告を行うことができる。



⇨ 手続



⇨ 必要書類

- ◆ 自立更生計画書*
- ◆ 貯める目的の経費の内容や金額がわかる資料
- ◆ 給与明細書
- ◆ 収入申告書*
- ◆ この取扱いのための「専用預金通帳」

*の用紙は、福祉事務所に用意してあります。



⚠ ご注意 ⚡

事前に承認を受けている目的と異なる使用をした場合には、収入として認定しないこととした額に相当する額について、返還していただくことになります。
進路変更等、状況が変わった、又は変わりそうになった時は、早めに福祉事務所にご相談ください。

入力例

収入認定額除外積立表

目標額：令和8年3月までに **300,000** 円

* 確定後の額

確認月	回数	認定除外月	認定除外額(円) *	積立額(円)	備考(あといくら)
	1	○年12月	13,000	13,000	287,000
	2	○年 1月	15,000	28,000	272,000
	3	○年 2月	20,000	48,000	252,000
	4	○年 3月	30,000	78,000	222,000
	5	○年 4月	9,000	87,000	213,000
○	6	○年 5月	12,000	99,000	201,000
	7	○年 6月	13,000	112,000	188,000
	8	○年 7月	18,000	130,000	170,000
	9	○年 8月	30,000	160,000	140,000
	10	○年 9月	20,000	180,000	120,000
	11	○年10月	15,000	195,000	105,000
○	12	○年11月	11,000	206,000	94,000
	13	○年12月	16,000	222,000	78,000
	14	○年 1月	23,000	245,000	55,000
	15	○年 2月	20,000	265,000	35,000
	16	○年 3月	35,000	300,000	0
	17				
	18				
	19				
	20				
	21		対象者とともに額を確認する月		
	22				
	23				
	24				
	25				

収入認定額除外積立表

目標額：令和 年 月までに	円
---------------	---

* 確定後の額

確認月	回数	認定除外月	認定除外額（円）*	積立額（円）	備考(あといくら)
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
	20				
	21				
	22				
	23				
	24				
	25				

令和7年度

<県立 全日・定時・通信制 詳細版（電子申請用）>

神奈川県高校生等奨学給付金（通常給付・国公立）

授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金（申請必要） 生活保護（生業扶助）受給世帯・住民税所得割非課税世帯が対象

1 申請できる方 令和7年7月1日現在で次の要件のすべてを満たす世帯

(1) 保護者の方が神奈川県内に住所を有していること。

- 神奈川県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。
- 都道府県によって申請期限が異なりますので、お早めに（できれば7月中に）ご確認ください。

(2) 生活保護（生業扶助）受給世帯または住民税所得割非課税世帯であること。

- 生活保護（生業扶助）受給世帯（以下「生活保護世帯」という。）の確認は、令和7年7月1日現在の生業扶助の措置状況で確認します。
 - 住民税所得割非課税世帯（以下「非課税世帯」という。）の確認は、保護者全員の令和7年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額で確認します。
- ※ 海外赴任等で日本国内に住所を有しないため非課税である場合は対象外となります。

(3) 対象となる高校生等が高等学校等に在籍していること。

- 高校生等とは、就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する生徒です。
- 高校生等が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）に入所又は里親に養育されており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外となります。
- 高等学校等とは、高等学校（別科を除く。）、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものをいいます。

2 申請期間 令和7年7月1日（火）～令和7年12月15日（月）

- 令和6年度から電子申請を導入しています。詳細は申請マニュアル等をご確認ください。
- なお、電子申請が不可能な場合や著しく困難な場合は、申請書（紙）での申請も受け付けますので、学校担当者までお申し付けください。
- 書類審査がありますので、お早めにご提出ください。
- 高校生等を複数扶養している場合は、それぞれの高校生等について申請が必要です。

3 支給時期 申請月の2か月後の末頃を予定 （例）7月申請→9月末頃支給

- 申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります。
- 非課税世帯の方で、個人番号（マイナンバー）を利用した収入状況確認を希望した場合、非課税証明書等を利用した場合よりも支給時期が更に2～3週間程度遅くなる可能性があります。

4 申請先

令和7年7月1日に在学する（していた）学校の事務室

- 7月2日以降に退学・転学等している場合でも、7月1日時点の在籍校に申請してください。

5 支給条件 授業料以外の教育費に係る費用に対して支給します

- **授業料以外の教育費に係る費用に対して支給します**ので、この費用に未済がある場合は、奨学給付金給付額を未済額に充当します。
※ 授業料以外の教育費の例：教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費、修学旅行積立金等
- 授業料以外の教育費に係る費用で未済がないことについて、学校長の確認が必要となります。

6 給付額 世帯区分及び在学する学校の課程により給付額が異なります 4ページの「対象者及び給付額確認シート」を参照してください。

- **対象となる高校生等1人あたりの給付額（年額）**

世帯区分	全日制・定時制	通信制
生活保護世帯	32,300円	
非課税世帯	143,700円	50,500円

7 提出資料

電子申請では、以下の資料の画像データをご提出ください。
また、申請前に申請内容の誤りがないかを確認してください。
不備があると、支給が遅くなる場合があります。

(1) 生活保護世帯・非課税世帯共通

振込先口座を確認できる資料の画像データ（預貯金通帳等）

※ 振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別（普通口座又は貯蓄口座）、口座番号及び口座名義人（カナ）がわかる部分の預貯金通帳等の画像データを提出してください（通帳の表紙の裏に記載されていることが多いです。）。

(2) 生活保護世帯の方

(1)の資料に加えて、令和7年7月1日現在、生業扶助（高等学校等就学費）を受けていることがわかる次の①②の証明書のうちいずれかの画像データを提出してください。

① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による**生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書**（第2号様式）

※ 学校またはホームページから様式を入手し、福祉事務所で証明を受けてください。

② **生活保護受給証明書**

申請の対象となる高校生等について、令和7年7月1日現在、生業扶助が支給されていることが記載されている証明書を福祉事務所で発行してもらってください。

このお知らせを担当のケースワーカーに確認いただき、必要な書類の発行を依頼していくだくと手續が円滑に進みます。

（3）非課税世帯の方

（1）の資料に加えて、次の資料の画像データを提出してください。

令和7年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）であることが確認できる次のア～ウのいずれか（保護者全員分の提出が必要）

ア 令和7年度 市町村民税・県民税 非課税証明書

イ 令和7年度 市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書

ウ 令和7年度 市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書

- ◆ 就学支援金又は学び直し支援金の申請（届出）時にオンラインで申請している場合又は、紙での申請時に保護者全員の個人番号（マイナンバー）カードの写し等をご提出いただいている場合は、上記書類の提出を省略し、個人番号を利用して所得割額の確認を行うことが可能です。
- ◆ 詳しくは以下に記載の「非課税世帯の方で個人番号（マイナンバー）を利用される方へ」をご覧ください。

神奈川県外から転入された場合等、必要に応じて追加書類をお願いする場合があります。

非課税世帯の方で個人番号（マイナンバー）を利用される方へ

- ◆ 非課税世帯の方は、個人番号（マイナンバー）を利用することで、7(3)に記載の「令和7年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）であることが確認できる資料の画像データ」の添付を省略することができます。
- ◆ 個人番号（マイナンバー）を利用するためには、就学支援金又は学び直し支援金の申請（届出）時に、オンラインで申請している※¹か、紙での申請時に保護者全員の個人番号（マイナンバー）カードの写し等※²を提出している必要があります。

※1 オンライン申請のうち、「自己情報（マイナポータル連携）により税額を登録」を選択した方は、7月中にe-Shienへログインし、マイナポータルから税情報を取得し、e-Shienへ再度登録する必要があります。

※2 個人番号カードのコピー、個人番号通知カードのコピー、個人番号が記載された住民票の写し、個人番号が記載された住民票記載事項証明書の原本又はコピー等

- ◆ 個人番号（マイナンバー）をご利用いただいても税情報が取得できない場合があります。（税の申告を行っていない方など）

その場合は、改めて非課税証明書等をご提出いただきますのでご了承ください。

高校生等奨学給付金（通常給付）対象者及び給付額確認シート

令和7年7月1日現在、保護者の方は神奈川県内にお住まいですか？

は い

いいえ

都道府県ごとに申請期間が異なりますので、早急にお住まいの都道府県にお問合せください。

令和7年7月1日現在、高校生等は学校に在籍していますか？

は い

いいえ

該当しません。

（休学又は7月2日以降の入学の場合はお問い合わせください。）

令和7年7月1日現在、高校生等は生活保護（生業扶助）を受けていますか？

は い

いいえ

保護者全員の令和7年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額は0円（非課税）ですか？

は い

いいえ

該当しません。

「生活保護世帯」の給付額です

国公立：32,300円
私立：52,600円

※ 保護者の方に令和7年度の住民税所得割が課税されている方がいる場合は対象外

「非課税世帯」の給付額です。

高校生等が7月1日時点では在籍している課程に応じて、給付額が異なります。

（国公立）

- ・全日制：143,700円
- ・定時制：143,700円
- ・通信制： 50,500円

（私立）

- ・全日制：152,000円
- ・定時制：152,000円
- ・通信制： 52,100円

令和7年度

<県立 専攻科 詳細版>

神奈川県高校生等奨学給付金（通常給付・国公立）

授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金（申請必要） 住民税所得割非課税世帯及び課税世帯の一部が対象

1 申請できる方 令和7年7月1日現在で次の要件をすべて満たす世帯

（1）生計維持者が神奈川県内に住所を有していること。

- 神奈川県外に在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。
※ 都道府県によって実施状況が異なります。

（2）生計維持者全員の住民税所得割額の合計が以下のいずれかに該当すること。

- ① 非課税である世帯
- ② 105,500円未満である世帯（①を除く）
- ③ 264,500円未満であり扶養する子等が3人以上いる世帯（①・②を除く）

住民税所得割額の確認は、令和7年度の課税証明書等で行います。

※ 海外赴任等で日本国内に住所を有しないため非課税である場合は対象外となります。

※ 「扶養する子等」とは、市町村民税における生計維持者の扶養親族である者のうち、生計維持者と続柄が子の者又は、扶養している生計維持者よりも年長ではなく、かつ生計維持者との関係が尊属及び配偶者でもない者を指し、市町村民税の扶養親族に反映されない生計維持者に新たに生まれた子等も含みます。

（3）対象の生徒が高等学校等専攻科に在籍していること。

- 生徒とは、専攻科支援金の受給資格を有する生徒を指します。

2 申請期間 令和7年7月1日（火）～令和7年12月15日（月）

- 該当する世帯が非課税世帯の場合に限り、電子申請にて申請を受け付けます。詳細は申請マニュアル等をご確認ください。
- なお、電子申請が不可能な場合や著しく困難な場合は、申請書（紙）での申請も受け付けますので、学校担当者までお申し付けください。
- 生徒を複数名扶養している場合は、それぞれの生徒について申請が必要です。

3 支給時期 申請月の2か月後の末頃を予定 （例）7月申請⇒9月末頃支給

- 申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります。

4 申請書提出先

令和7年7月1日に在学する（していた）学校の事務室

- 7月2日以降に退学・転学等している場合でも、7月1日時点の在籍校に申請してください。

5 支給条件 授業料以外の教育費に係る費用に対して支給します。

- 授業料以外の教育費に係る費用に対して支給しますので、この費用に未済がある場合は、奨学給付金給付額を未済額に充当します。
※ 授業料以外の教育費の例：教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費、修学旅行積立金等
- 授業料以外に学校へ納付するPTA会費等の納付金に未済がないことについて学校長の確認が必要となります。

6 給付額 世帯区分及び在学する学校の課程により給付額が異なります。 3ページの「給付対象者及び給付額確認シート」を参照してください。

世帯区分	給付額
住民税所得割非課税世帯	50,500円
住民税所得割額の合算額が105,500円未満の世帯 (非課税世帯を除く)	10,100円
住民税所得割額の合算額が264,500円未満であり 扶養する子等が3人以上いる世帯	10,100円

7 提出書類

提出前に記入漏れや添付書類の漏れがないことを確認してください。
不備があると支給が遅くなります。

- ① 高校生等奨学給付金受給申請書（非課税世帯の電子申請では不要。）
- ② 令和7年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額を確認できる資料として、次のア～ウのいずれか（生計維持者全員分の提出が必要）
 - ア 令和7年度市町村民税・県民税 非課税証明書の原本又はコピー
 - イ 令和7年度市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書のコピー
 - ウ 令和7年度市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書のコピー
 ※「住民税所得割額が264,500円未満であり扶養する子等が3人以上いる世帯」に該当する場合、扶養親族の記載が省略されていない資料をご提出ください。
- ③ 振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳等のコピー）
 - ※ 振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別（普通口座又は貯蓄口座）、口座番号及び口座名義人（カナ）がわかる部分の通帳のコピーを提出してください（通帳の表紙の裏に記載されていることが多いです。）。
- ④ 扶養親族申告書
 - ※「住民税所得割額が264,500円未満であり扶養する子等が3人以上いる世帯」に該当する場合のみご提出ください。
- ⑤ 市町村民税の扶養親族に反映されない新たに生まれた子等の出生の確認書類
 - ※「住民税所得割額が264,500円未満であり扶養する子等が3人以上いる世帯」に該当し、かつ、令和7年1月1日以降に新たに生まれた子等がいる場合のみご提出ください。

※非課税世帯で電子申請による申請を行う場合は、申請フォームへの入力と併せて、
②・③の資料の画像データが必要になります。

高校生等奨学給付金（通常給付）対象者及び給付額確認シート

令和7年7月1日現在、生計維持者の方は神奈川県内にお住まいですか？

は い

いいえ

都道府県ごとに制度が異なります
ので、お住まいの都道府県にお問
合せください。

令和7年7月1日現在、生徒は高等学校等専攻科に在籍していますか？

は い

いいえ

該当しません。

生計維持者全員の令和7年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額は0円（非課税）ですか？

いいえ

生計維持者全員の令和7年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の
合算額は105,500円未満ですか？（非課税を除く。）

は い

は い

いいえ

生計維持者全員の令和7年度の都道府県民税所得割額
と市町村民税所得割額の合算額は105,500円以上
264,500円未満ですか？

は い

扶養する子等が3人以上いま
すか？

該当しません。

「非課税世帯」の
給付額です。

国公立：50,500円
私 立：52,100円

「住民税所得割が
105,500円未満の
世帯」の給付額で
す。

国公立：10,100円
私 立：10,420円

「住民税所得割が
264,500円未満で
あり扶養する子等が3
人以上いる世帯」の
給付額です。

国公立：10,100円
私 立：10,420円

該当しません。

令和7年度

<市立 詳細版>

神奈川県高校生等奨学給付金（通常給付・国公立）

授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金（申請必要） 生活保護（生業扶助）受給世帯・住民税所得割非課税世帯が対象

1 申請できる方 令和7年7月1日現在で次の要件のすべてを満たす世帯

（1）保護者の方が神奈川県内に住所を有していること。

- 神奈川県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。
- 都道府県によって申請期限が異なりますので、お早めに（できれば7月中に）ご確認ください。

（2）生活保護（生業扶助）受給世帯または住民税所得割非課税世帯であること。

- 生活保護（生業扶助）受給世帯（以下「生活保護世帯」という。）の確認は、令和7年7月1日現在の生業扶助の措置状況で確認します。
 - 住民税所得割非課税世帯（以下「非課税世帯」という。）の確認は、保護者全員の令和7年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額で確認します。
- ※ 海外赴任等で日本国内に住所を有しないため非課税である場合は対象外となります。

（3）対象となる高校生等が高等学校等に在籍していること。

- 高校生等とは、就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する生徒です。
- 高校生等が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）に入所又は里親に養育されており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外となります。
- 高等学校等とは、高等学校（別科を除く。）、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものをいいます。

2 申請期間 令和7年7月1日（火）～令和7年12月15日（月）

- 書類審査があるので、お早めにご提出ください。
- 高校生等を複数扶養している場合は、それぞれの高校生等について申請が必要です。

3 支給時期 申請月の2か月後の末頃を予定 （例）7月申請⇒9月末頃支給

- 申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります。
- 非課税世帯の方で、個人番号（マイナンバー）を利用した収入状況確認を希望した場合、非課税証明書等を利用した場合よりも支給時期が更に2～3週間程度遅くなる可能性があります。

4 申請先

令和7年7月1日に在学する（していた）学校の事務室

- 7月2日以降に退学・転学等している場合でも、7月1日時点の在籍校に申請してください。

5 支給条件 授業料以外の教育費に係る費用に対して支給します

- **授業料以外の教育費に係る費用に対して支給します**ので、この費用に未済がある場合は、奨学給付金給付額を未済額に充当します。
※ 授業料以外の教育費の例：教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費、修学旅行積立金等
- 授業料以外の教育費に係る費用で未済がないことについて、学校長の確認が必要となります。

6 給付額 世帯区分及び在学する学校の課程により給付額が異なります 4ページの「対象者及び給付額確認シート」を参照してください。

- **対象となる高校生等1人あたりの給付額（年額）**

世帯区分	全日制・定時制	通信制
生活保護世帯	32,300円	
非課税世帯	143,700円	50,500円

7 提出書類

申請前に申請内容の誤りがないかを確認してください。
不備があると、支給が遅くなる場合があります。

(1) 生活保護世帯・非課税世帯共通

- ①高校生等奨学給付金受給申請書
- ②振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳等）

※ 振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別（普通口座又は貯蓄口座）、口座番号及び口座名義人（カナ）がわかる部分の通帳のコピー等を提出してください。

(2) 生活保護世帯の方

(1)の書類に加えて、令和7年7月1日現在、生業扶助（高等学校等就学費）を受けていることがわかる次の①②の証明書のうちいずれかを提出してください。

- ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による**生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書**（第2号様式）
※ 学校またはホームページから様式を入手し、福祉事務所で証明を受けてください。

② 生活保護受給証明書

申請の対象となる高校生等について、令和7年7月1日現在、生業扶助が支給されていることが記載されている証明書を福祉事務所で発行してもらってください。

このお知らせを担当のケースワーカーに確認いただき、必要な書類の発行を依頼していただくと手順が円滑に進みます。

(3) 非課税世帯の方

(1)の書類に加えて、次の書類を提出してください。

令和7年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）であることが確認できる次のア～ウのいずれか（保護者全員分の提出が必要）

- ア 令和7年度 市町村民税・県民税 非課税証明書の原本又はコピー
- イ 令和7年度 市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書の原本又はコピー
- ウ 令和7年度 市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書の原本又はコピー

- ◆ 就学支援金又は学び直し支援金の申請（届出）時にオンラインで申請している場合又は、紙での申請時に保護者全員の個人番号（マイナンバー）カードの写し等をご提出いただいている場合は、上記書類の提出を省略し、個人番号を利用して所得割額の確認を行うことが可能です。
- ◆ 詳しくは以下に記載の「非課税世帯の方で個人番号（マイナンバー）を利用される方へ」をご覧ください。

神奈川県外から転入された場合等、必要に応じて追加書類をお願いする場合があります。

非課税世帯の方で個人番号（マイナンバー）を利用される方へ

- ◆ 非課税世帯の方は、個人番号（マイナンバー）を利用することで、7(3)に記載の「令和7年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）であることが確認できる書類」の提出を省略することができます。
- ◆ 個人番号（マイナンバー）を利用するためには、就学支援金又は学び直し支援金の申請（届出）時に、オンラインで申請している※¹か、紙での申請時に保護者全員の個人番号（マイナンバー）カードの写し等※²を提出している必要があります。

※1 オンライン申請のうち、「自己情報（マイナポータル連携）により税額を登録」を選択した方は、7月中にe-Shienへログインし、マイナポータルから税情報を取得し、e-Shienへ再度登録する必要があります。

※2 個人番号カードのコピー、個人番号通知カードのコピー、個人番号が記載された住民票の写し、個人番号が記載された住民票記載事項証明書の原本又はコピー等

- ◆ 個人番号（マイナンバー）をご利用いただいても税情報が取得できない場合があります。（税の申告を行っていない方など）
その場合は、改めて非課税証明書等をご提出いただきますのでご了承ください。

8 申請書(紙)での申請の場合の注意点

- 申請書裏面に「【4】誓約・委任欄」がありますので、内容を必ず確認していただき、署名してください。

高校生等奨学給付金（通常給付）対象者及び給付額確認シート

令和7年7月1日現在、保護者の方は神奈川県内にお住まいですか？

は い

いいえ

都道府県ごとに申請期間が異なりますので、早急にお住まいの都道府県にお問合せください。

令和7年7月1日現在、高校生等は学校に在籍していますか？

は い

いいえ

該当しません。

（休学又は7月2日以降の入学の場合はお問い合わせください。）

令和7年7月1日現在、高校生等は生活保護（生業扶助）を受けていますか？

は い

いいえ

保護者全員の令和7年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額は0円（非課税）ですか？

は い

いいえ

該当しません。

「生活保護世帯」の給付額です

国公立：32,300円
私立：52,600円

※ 保護者の方に令和7年度の住民税所得割が課税されている方がいる場合は対象外

「非課税世帯」の給付額です。

高校生等が7月1日時点では在籍している課程に応じて、給付額が異なります。

（国公立）

- ・全日制：143,700円
- ・定時制：143,700円
- ・通信制： 50,500円

（私立）

- ・全日制：152,000円
- ・定時制：152,000円
- ・通信制： 52,100円